

平成21年度厚生労働省補正予算案（子育て支援）の概要

資料4-3

子育て応援特別手当の拡充(1,254億円)

現下の不況下で、全体の個人所得が減少しつつあることに鑑み、臨時異例の措置である子育て応援特別手当(3歳から5歳までの児童1人当たり3.6万円)を、平成21年度に限り、第一子まで拡大して実施(約1250億円)

安心こども基金の拡充(1,500億円)

「新待機児童ゼロ作戦」による保育所の整備等による保育サービスの拡充のほか、地域の子育て力をはぐくむ取組等すべての子ども・家庭への支援、ひとり親家庭・社会的養護等への支援の拡充により、子どもを安心して育てることができる体制整備を行う。

安心こども基金(平成20年度第2次補正予算)

1000億円の基金創設(平成20年度～22年度)により、新待機児童ゼロ作戦の前倒し実施

具体的実施事業

→ 15万人分の受入体制の整備

- | | | |
|--------------------|--------------------|---------------|
| 1 保育所等緊急整備事業 | 2 放課後児童クラブ設置促進事業 | 3 認定こども園整備等事業 |
| 4 家庭的保育(保育ママ)改修等事業 | 5 保育の質の向上のための研修事業等 | |

今回の補正予算案における拡充

- ①保育サービス等の充実・・・雇用情勢悪化等による待機児童の増加に対し、速効性のある対応等
- ②すべての家庭を対象とした地域子育て支援の充実・・・創意工夫により地域の子育て力をはぐくむ取組等の拡充
- ③ひとり親家庭等への支援の拡充・・・厳しい雇用情勢下、資格取得支援とその間の生活保障、在宅就業支援等
- ④社会的養護の拡充・・・児童養護施設等の生活環境改善、安定した就職が困難な退所児童の生活・就業支援等

※全体を通じて、地方公共団体が上記の事業を積極的に実施できるよう、臨時交付金で地方公共団体への配慮

特定不妊治療への支援(24億円)

経済的理由で不妊治療を断念する者が増加することがないように、経済的負担の軽減を図る(1回あたり10万円→15万円)。

1 「子育て応援特別手当」の拡充について

現下の不況下で、全体の個人所得が減少しつつあることに鑑み、臨時異例の措置である子育て応援特別手当(3歳から5歳までの児童一人あたり、3.6万円)を、平成21年度に限り、第一子まで拡大して実施する。

(内容)

○支給対象となる子:平成21年度において小学校就学前3年間に属する子、すなわち、平成15年4月2日から平成18年4月1日までの間の生まれ(平成21年3月末において3～5歳の子)の子ども(330万人程度)

(注)平成20年度第2次補正予算による子育て応援特別手当は、幼児教育期の負担に配慮する観点から、平成20年度の緊急措置として、幼児教育期(小学校就学前3年間)の第2子以降の子に対し、一人あたり3.6万円を支給。

具体的には、平成20年度において小学校就学前3年間に属する子、すなわち、平成14年4月2日から平成17年4月1日までの間の生まれ(平成20年3月末において3～5歳の子)であって、第2子以降である児童(170万人程度)が対象

※ 外国人については、外国人登録原票に登録されている者であって、正規在留者に限る(短期滞在の在留資格を除く)。

○支給額 :支給対象となる子ども一人あたり3.6万円(1回払い)

○支給先 :支給対象となる子の属する世帯の世帯主

(支給基準日(検討中)の住民基本台帳、外国人登録原票の情報を活用)

○支給手続 :各世帯主からの申請に基づき支給する。

○申請期限 :各市町村における申請受付開始日から○か月(検討中)

○予算案額 :1,254億円

2 (1) 保育サービス等の充実

希望するすべての人が安心して子どもを預けて働くことができるよう、新待機児童ゼロ作戦の集中実施

保育サービス等の充実

保育所の設置促進、家庭的保育(保育ママ)の拡大など、雇用情勢の悪化等による待機児童の増加に対して速効性のある対応等による新待機児童ゼロ作戦の取組の更なる拡充

①. 都市部における待機児童解消

- 保育所等の新設に係る賃借料補助の対象拡大
- 広域的保育所利用事業

②. 保育所の耐震化整備費の補助

- 私立保育所の耐震化整備費の補助
(財政力が乏しい等の市町村に対する補助率のかさ上げを含む)

③. 家庭的保育(保育ママ)事業の促進

- 自宅以外で実施する場合の賃借料補助

④. 保育サービス拡大に伴う保育士確保

- 研修後の再就職支援コーディネーターを
全都道府県に配置

⑤. 認定こども園等の環境整備・職員研修

- 認定こども園等における緊急環境整備・研修支援

2 (2) すべての子ども・家庭への支援 ～地域子育て創生プロジェクト～

《概要》

地域の創意工夫により地域の子育て力をはぐくみ、子育てにかかわる人材の育成、コミュニティの活性化を図るため、自治体、地域住民、町内会、NPO、ボランティア、商店街、企業等の行う地域子育て支援活動の立ち上げなどを支援する。

《実施方法》

都道府県が地域の実情に応じて事業採択(都道府県は主に広域調整的な事業を行うこととし、市町村に手厚く配分)

《事業内容》各都道府県、市町村において以下の事業を実施

＜ソフト事業取組例＞

- 地域子育て支援を行うNPO等の活動の立ち上げ支援
- 地域におけるきめ細かな子育て支援活動の促進
- 経済的困難を抱える家庭や施設で生活する子どもの育成支援
- 家庭支援スタッフ訪問事業
- 放課後こどもプラン連携促進事業
- 病児・病後児保育の実施促進
- ファミリー・サポート・センター事業の広域実施及び病児・病後児預かり等の実施の促進
- 妊娠出産前支援事業(妊婦等支援教室、家庭訪問)
- 地域子育て支援拠点のスタッフや放課後児童クラブ指導員の資質向上、人材育成

＜改修等事業＞

- 賃借料補助等による地域子育て支援拠点、放課後児童クラブ等の拡大支援

《対象事業》 地域子育て支援拠点事業、放課後児童クラブ、一時預かり事業、病児・病後児施設、家庭支援スタッフ訪問事業、慢性疾患児家族宿泊施設

《事業内容》 賃借料(礼金を含む)補助、改修費(設備、備品及び開設準備費を含む)補助



3 (1) ひとり親家庭等対策の強化

職業訓練等による資格・技能の取得支援

・資格がないので不安定な就労からぬけ出せない
・養成機関に通う際の生活費がない

高等技能訓練の受講時における給付の充実

・支給額の引き上げ
(現行：月額103,000円→141,000円)
・今後3年間に修学している者について、支給対象期間を修業期間全期間とする。(現行：修業期間の後半1/2)

職業訓練機会が充実されていても、子どもが預けられないので参加できない

母子家庭等就業・自立支援センターにおいて託児サービスを提供(21~23)
(母子家庭等就業・自立支援センター 103か所)

職業紹介等を行う企業等による母子家庭等の就業支援(21~23)

子育てと生計2重の負担に加え、厳しい雇用情勢により就業が困難

職業紹介等を行っている企業等に委託して、相談支援、就職活動支援、職場開拓等を行う

就業・社会活動困難者への訪問支援等の実施(21~23)

母子家庭になり、地域との結びつきが薄く、就業活動や社会活動に踏み出せない

・福祉事務所等に臨時配置する戸別訪問員による相談支援の実施、就業支援策の活用への結びつけ等

職業紹介等を行う企業等による婦人保護施設等の退所者等の就業支援(21~23)

精神的に傷を負っていること等に加え、厳しい雇用情勢により一層就業が困難

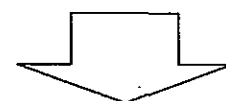
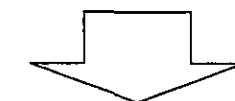
職業紹介等を行っている企業等に委託して、施設退所者等に対する相談支援、就職活動支援、職場開拓等を行う

母子家庭等の在宅就業支援(21~23)

生活が苦しいが、子育てのため、これ以上パートを増やせない

母子寡婦福祉貸付金の拡充

知識技能の習得や生活に要する費用、子どもの就学に要する費用等について貸付けを実施



母子家庭の母親等による在宅就業を積極的に支援しようとする地方自治体に対し助成を行う

○貸付利率の引き下げ

○貸付条件の緩和

※この他、「緊急人材育成・就職支援基金(仮称)」による事業等を活用し支援を実施。

※生活保護世帯について、子どもの健全育成のための相談・援助や、子ども(小・中・高校生)に対する学習支援のための新たな給付を実施。

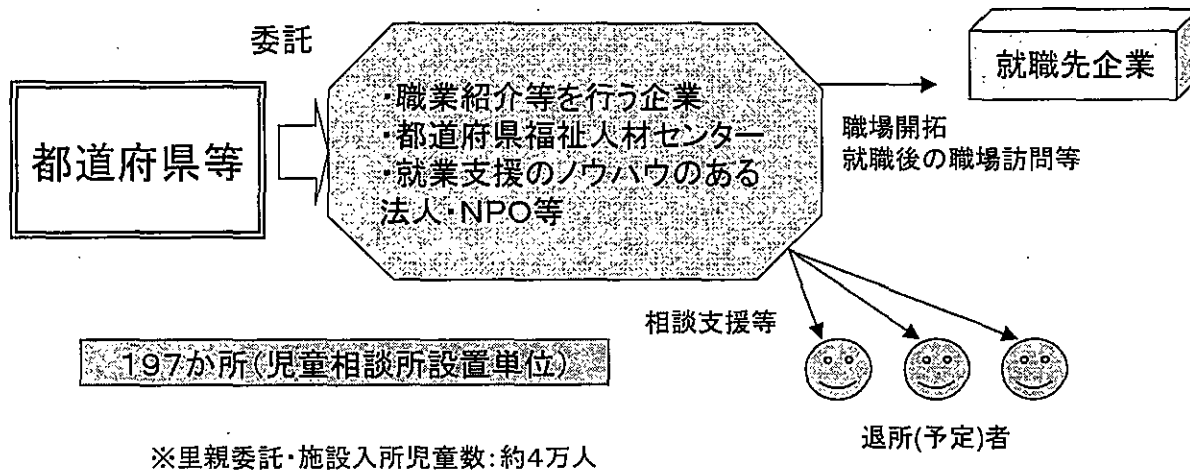
3 (2) 社会的養護の充実

入所児童等に対する支援

児童養護施設の退所者等に対する就業支援(21~23)

- 現下の厳しい雇用情勢の中、安定した就職が困難な児童養護施設等の退所者及び保護者にとっては、一層就職が難しい状況となっている。

○職業紹介等を行う企業等による就業支援



環境改善

- 近年、老朽化した大型遊具等における児童の事故や、食品の安全が脅かされる事件が多発している。
- 家庭的養護や自立支援を推進する必要がある。

○簡易な改修工事・設備整備・備品設置に対する補助

対象施設: 児童養護施設等

○賃貸・改修等の補助

ファミリーホーム・自立援助ホーム、分園型施設等の設置促進



施設等職員の資質向上

○施設等職員の研修にかかる経費の補助

被虐待児や障害を有する児童の増加等、新たな専門性が求められており、職員の資質の向上が必要である。

対象となる研修 短期研修: 各施設種別、職種別に行われる研修

長期研修: 都道府県単位に研修調整機関を設け、

- ・大規模施設の職員を小規模グループケアを行っている施設で研修
- ・児童養護施設等の職員を障害児施設で研修

4 特定不妊治療の支援について

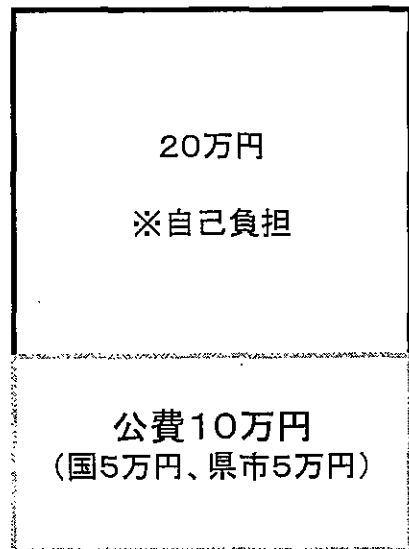
予算案額: 24億円

給付事業

昨今の厳しい経済状況の中で、経済的理由で不妊治療を断念する者が増加することがないよう、経済的負担の軽減を図り、少子化解消の一助に資する。(年間出生数の約2%は特定不妊治療を受けた者の子)

<現状>

1回当たり

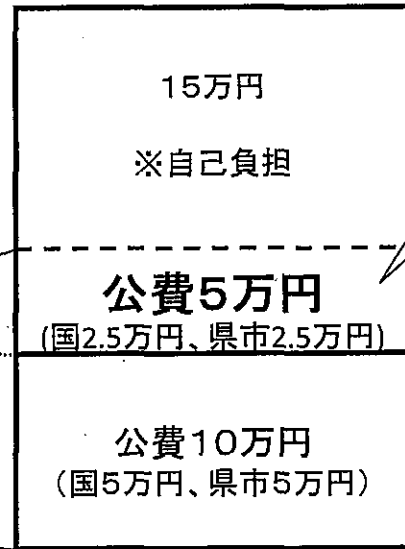


30万円(平均的な治療費)



<拡充後>

1回当たり



年間10万円の引き上げ
(年2回まで給付可能)

公費拡充分

既存分(※1)
(既存の国庫補助事業分)

普及啓発事業

女性が不妊になる要因は、卵管閉塞、子宮内膜症、子宮頸ガンなど様々あるが、その要因や不妊治療に関する広報等を行い、不妊治療に関する理解を深める。



(※1) 特定不妊治療費助成事業

- 1年度当たり1回10万円(年2回まで)通算5年支給
- 所得制限730万円(夫婦合算の所得ベース)
- 実施主体…都道府県、指定都市、中核市

(※2) 子ども家庭総合研究事業

- 不妊症の病態解明と新たな診断・治療法の確立に向けた研究や不妊治療のあり方などについて研究を実施予定